

多文化共生推進プランの改定について

1 改定の趣旨

(1) 性格

- ・平成18年3月総務省自治行政局国際室通知「地域における多文化共生推進プランについて」に基づき、平成22年4月に「滋賀県多文化共生推進プラン」を策定。平成27年度に改定。
- ・滋賀県基本構想の理念を踏まえ、本県が取り組むべき多文化共生の社会づくりについて、各主体の取組の方向性を示す指針・計画
- ・現行プランの計画期間：平成27年4月～令和2年3月（5年間）

(2) 改定の趣旨

平成27年4月に策定した現行プランが、令和元年度末で計画期間が満了するため、現行プラン策定後の経済・社会情勢の変化への対応、外国人住民を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、より実効性のあるプランとなるよう見直しを行う。

2 現行プランの総括について

別添 資料2-1、資料2-2参照。

3 検討の進め方

- (1) 滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（年4回）
- (2) 滋賀県入管法改正に係る庁内対応検討チーム
多文化共生部会（庁内会議）
- (3) 市町多文化共生ワーキング

4 第1回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（R1.7.9）での主な意見

- ・滋賀県として、どのような社会を目指すのか、外国人の方々をどのような考え方で受け入れ、どのように共に社会を作っていくのか、県民や県内の事業所や県に関わる人たちが、目指すべき社会の方向性を示すことが最も重要。
- ・対等な関係を築きながらともに生きていくという視点が必要。
- ・受け入れてあげる、住まわせてあげるのではなく、対等な関係がなければならない。
- ・日本でずっと住みたいという方々とどのような共生をしていくか、前向きに考えていきたい。
- ・外国人の雇用にあたり、よい人材に定着してもらうためには、その家族、子どもの教育の支援の充実が必要。
- ・国籍に関わらず、滋賀県のことに関心を持ち、滋賀県を好きになってもらえるような取組が必要。
- ・子どもたちの将来が、明るい未来が滋賀県の中で築いていけるようにしたい。
- ・人権の尊重と保護の視点を十分に含む必要がある。

- ・単なる外国人支援ではなく、日本人だけの意識啓発とか特定の人だけの支援と思わない、広い視点を持って取り組むことが大事。
- ・日本人が当たり前と思っていることを、外国の人も知っている、共通認識があつてようやく日本について考え、参加でき、対等な関係が結ばれるのではないかと思う。

5 検討の方向性

- ・永住志向が強い外国人住民が増えてきているため、長期滞在を前提として、すべての人が相互に人権と個性を尊重し合い、多様性を生かした地域社会や産業の活性化に結びつく地域づくりについて検討を行う。

6 策定スケジュール

令和元年	8月	総括（常任委員会へ報告）
	9月	第2回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（素案）
	10月	常任委員会へ報告
	10月～12月	第3回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（原案）
	12月	常任委員会へ報告
	12月	県民政策コメント実施（～令和2年1月）
令和2年	2月	県民政策コメント結果とりまとめ
		第4回滋賀県多文化共生推進プラン検討懇話会（最終案）
	3月中旬	常任委員会へ報告
		多文化共生推進プラン改定版の策定

現行多文化共生推進プランの総括について

I 本県の在住外国人を取り巻く状況の変化

1 本県の外国人人口の推移

<ポイント>

- ・平成30年12月末現在、滋賀県の外国人人口は29,263人、**平成26年以降増加傾向**。
- ・県全体の外国人人口の割合2.07%、**県民のおよそ48人に一人が外国人**。
- ・市町別では、**最も多い湖南市で5.49%**、その他5市町が2%を超える。
- ・国籍別では、**ベトナム国籍**が平成27年913人から平成30年3,325人と**最も増加**

◆参考データ◆

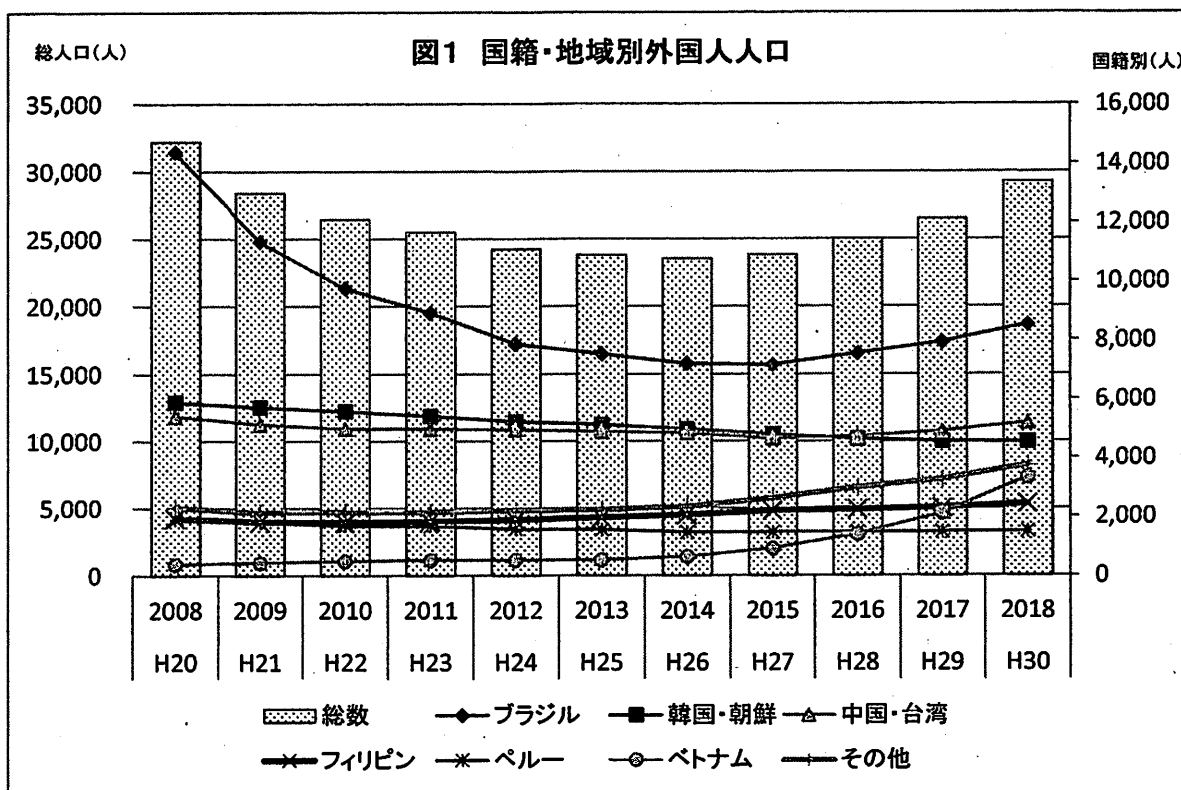


表1 国籍別在留外国人数(滋賀県)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
ブラジル	14,379	11,339	9,752	8,929	7,873	7,535	7,215	7,173	7,553	7,934	8,525
韓国・朝鮮	5,898	5,735	5,595	5,431	5,241	5,132	4,982	4,802	4,654	4,567	4,553
中国・台湾	5,416	5,144	4,995	4,990	4,964	4,893	4,863	4,661	4,719	4,898	5,194
フィリピン	1,939	1,828	1,792	1,830	1,882	1,960	2,053	2,204	2,246	2,294	2,428
ペルー	1,912	1,808	1,703	1,687	1,576	1,556	1,477	1,468	1,485	1,484	1,497
ベトナム	378	434	482	524	524	522	635	913	1,400	2,106	3,325
その他	2,310	2,134	2,152	2,145	2,196	2,225	2,330	2,812	2,983	3,250	3,741
総数	32,232	28,422	26,471	25,536	24,256	23,823	23,555	23,833	25,040	26,533	29,263
県民人口 *注2	1,402,337	1,402,565	1,411,293	1,415,122	1,421,694	1,421,720	1,421,273	1,419,802	1,420,231	1,419,119	1,420,018

(注1)各年12月末現在(出典)住民基本台帳に基づく外国人人口 滋賀県総合企画部国際課

(注2)各年12月1日現在、(出典)滋賀県推計人口

表2 市町別在留外国人数(滋賀県)

	総人口*注1	在留外国人数*注2	占める割合(%)
総数	1,412,881	29,263	2.07
大津市	341,488	4,276	1.25
彦根市	113,993	2,640	2.32
長浜市	115,618	3,369	2.91
近江八幡市	81,384	1,312	1.61
草津市	140,927	2,486	1.76
守山市	82,010	1,019	1.24
栗東市	68,481	1,200	1.75
甲賀市	89,560	3,216	3.59
野洲市	50,123	613	1.22
湖南市	54,429	2,987	5.49
高島市	47,930	544	1.13
東近江市	113,305	3,240	2.86
米原市	38,202	510	1.34
日野町	21,237	517	2.43
竜王町	12,083	218	1.80
愛荘町	20,901	851	4.07
豊郷町	7,356	170	2.31
甲良町	6,612	61	0.92
多賀町	7,242	34	0.47

(注1)平成30年10月1日現在、(出典)滋賀県推計人口年報

(注2)平成30年12月末現在、滋賀県国際課調査

2 在留資格別外国人住民の状況

<ポイント>

- ・「永住者」、「定住者」、「永住者の配偶者等」、「技能実習等」が増加。
- ・人口の多い上位4か国の国籍別在留資格では、
 ブラジル：「身分に基づく在留資格（永住者、定住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等）」約99%
 韓国・朝鮮：約84%は「特別永住者」
 中国・台湾：約40%が「身分に基づく在留資格」で、約29%が「技能実習等」
 ベトナム：約62%が「技能実習等」

◆参考データ◆

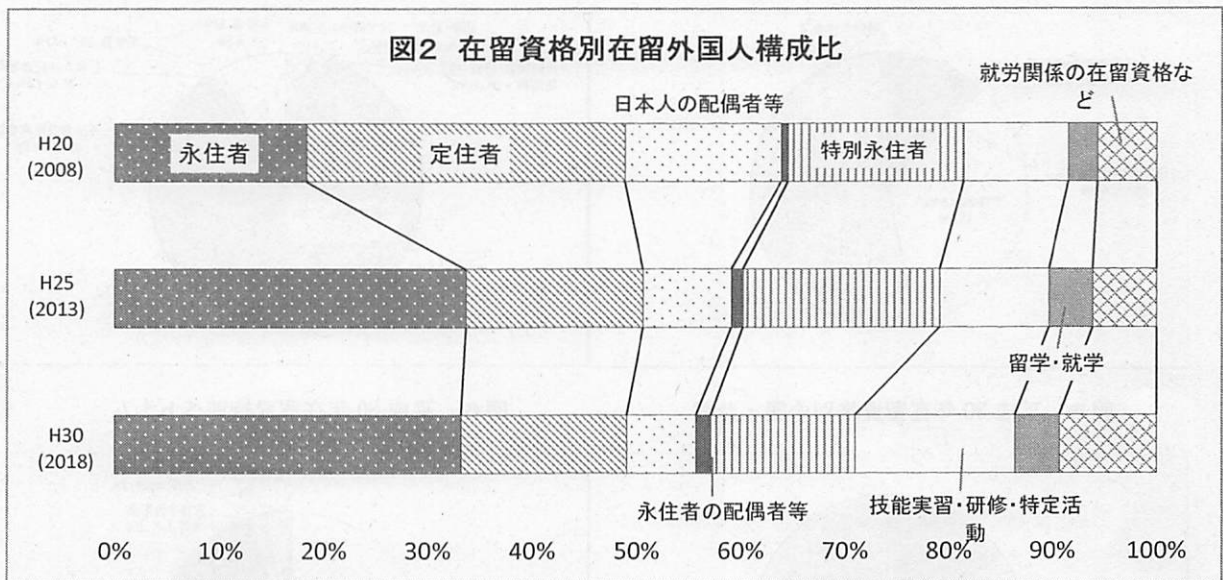


表3 在留資格別在留外国人人数および構成比（滋賀県）

			総数	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習・研修・特定活動	留学・就学	就労関係の在留資格など
H15	2003	人	25,310	2,021	8,219	5,087	60	6,225	1,213	507	1,978
		%	100	8.0	32.5	20.1	0.2	24.6	4.8	2.0	7.8
H20	2008	人	32,292	5,911	9,860	4,860	216	5,449	3,277	902	1,817
		%	100	18.3	30.5	15.1	0.7	16.9	10.1	2.8	5.6
H25	2013	人	24,712	8,314	4,199	2,086	277	4,679	2,606	1,050	1,501
		%	100	33.6	17.0	8.4	1.1	18.9	10.5	4.2	6.1
H30	2018	人	28,530	9,467	4,518	1,899	413	3,947	4,400	1,231	2,655
		%	100	33.2	15.8	6.7	1.4	13.8	15.4	4.3	9.3

(注1) 各年12月末現在、平成30年は6月末現在（出典）法務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」

(注2) 平成22年7月に技能実習の資格が創設されました。それ以前は、特定活動に含まれます。

表4 在留資格別・国籍別在留外国人数および構成比(平成30年)(滋賀県)

		総数	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	技能実習・研修・特定活動	留学・就学	就労関係の在留資格など
ブラジル	人	8,724	4,633	3,055	853	161	4	4	1	13
	%	100	53.1	35.0	9.8	1.8	0.0	0.0	0.0	0.1
韓国・朝鮮	人	4,300	349	30	77	12	3,602	13	86	131
	%	100	8.1	0.7	1.8	0.3	83.8	0.3	2.0	3.0
中国・台湾	人	4,949	1,577	98	245	64	1	1,430	763	771
	%	100	31.9	2.0	5.0	1.3	0.0	28.9	15.4	15.6
ベトナム	人	2,513	74	11	40	5	0	1,550	53	780
	%	100	2.9	0.4	1.6	0.2	0.0	61.7	2.1	31.0
フィリピン	人	2,418	1,125	523	276	71	0	335	9	79
	%	100	46.5	21.6	11.4	2.9	0.0	13.9	0.4	3.3

(注1)平成30年6月末現在、(出典)法務省「在留外国人統計」

図3 平成30年在留資格別ブラジル

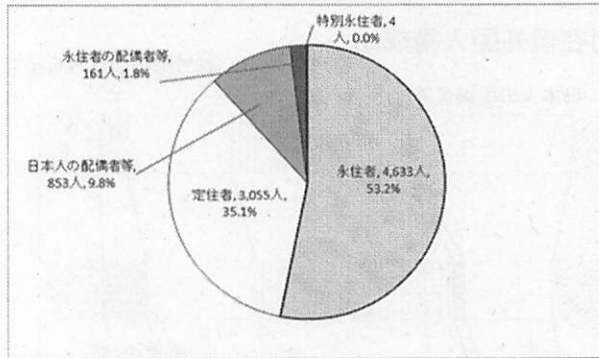


図4 平成30年在留資格別韓国・朝鮮

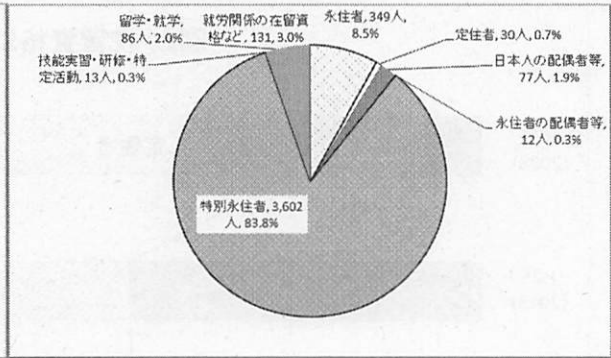


図5 平成30年在留資格別中国・台湾

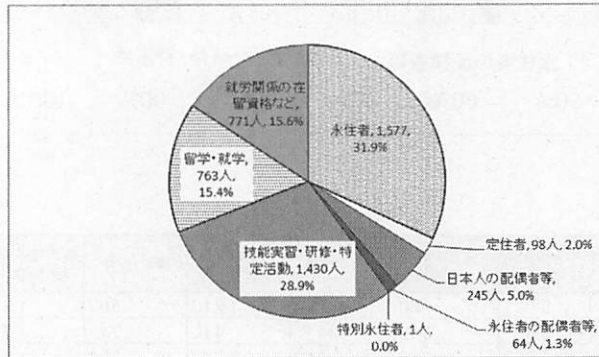
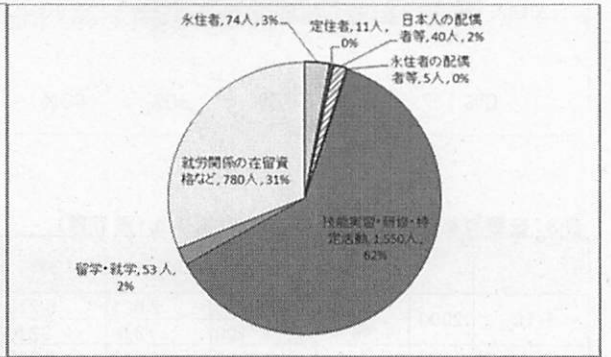


図6 平成30年在留資格別ベトナム



3 年齢別人口

<ポイント>

- ・外国人住民は生産年齢人口（15歳から65歳未満）の割合が高い。
- ・外国人住民の老年人口の割合（65歳以上）は日本人と比べるとかなり低いが、今後永住化・定住化する外国人住民の増加により、高齢化が進んでいくことが予想される。

◆参考データ◆

図7 平成30年外国人住民人口ピラミッド

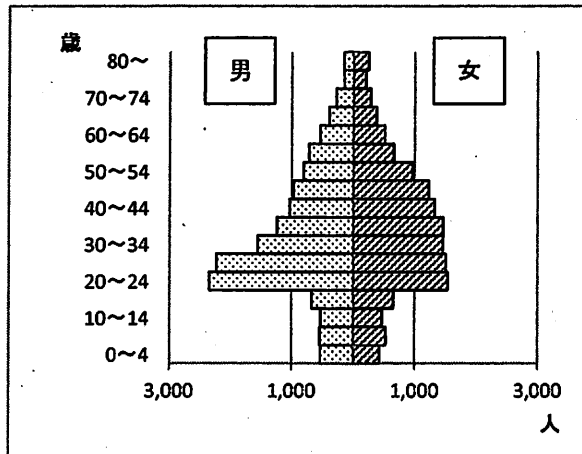


図8 平成30年滋賀県民人口ピラミッド

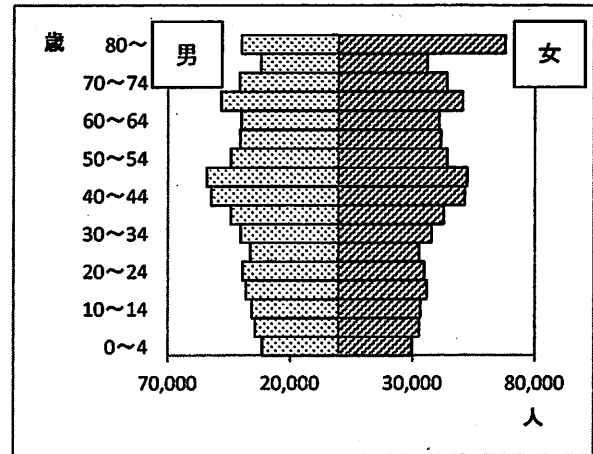


表5 外国人住民および滋賀県民人口の老年人口・割合

(人)

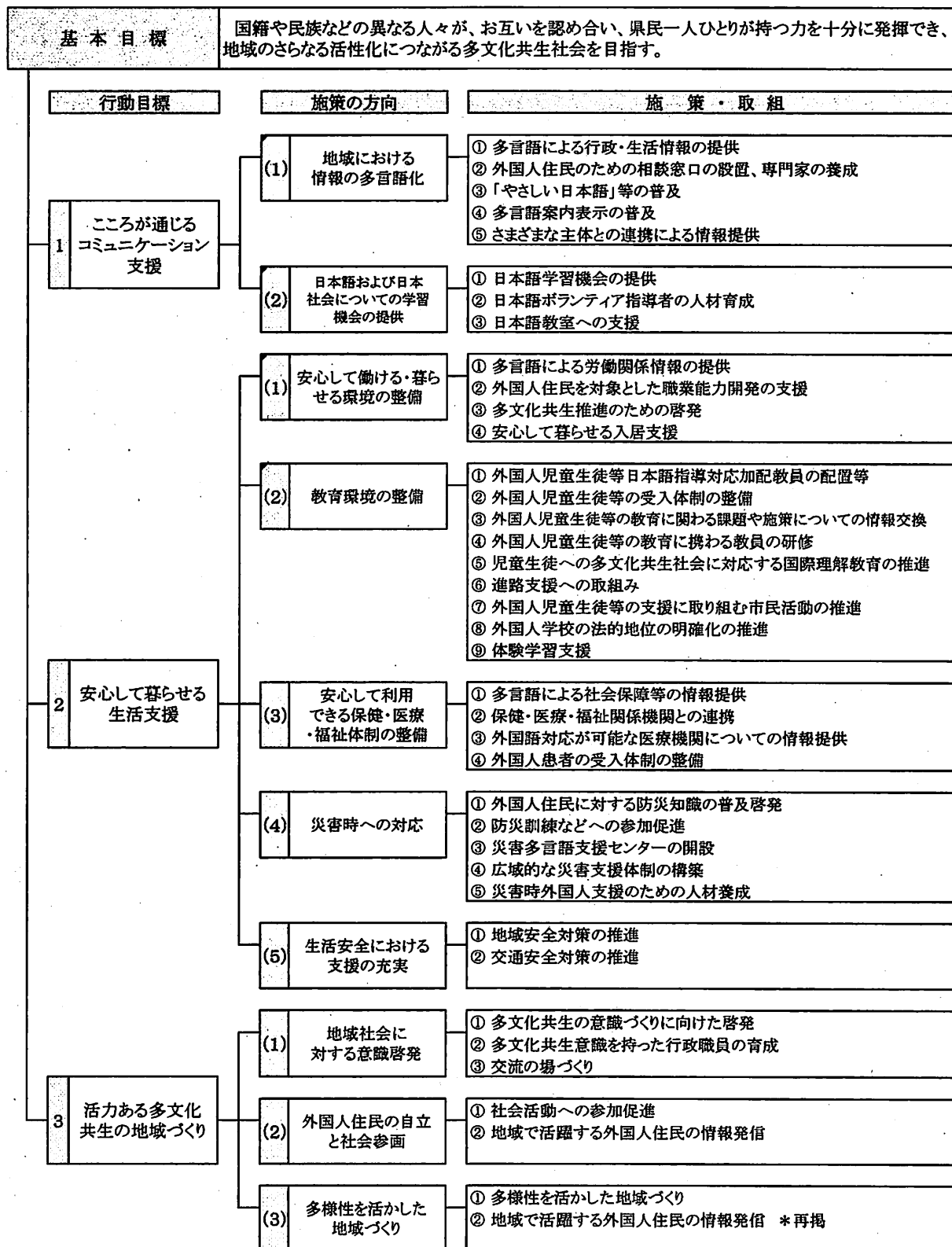
	H25 外国人人口	H25 滋賀総人口	H30 外国人人口	H30 滋賀県総人口
総数	24,712	1,416,952	28,530	1,412,000
老年人口(65歳以上)	1,705	315,925	2,016	363,000
老年人口の割合(%)	6.9	22.3	7.1	25.7

(注)外国人人口:各年12月末現在、H30年は6月末現在(出典)法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

(注)平成30年10月1日現在、年齢不詳を除く、(出典)滋賀県推計人口年報

II 現行の滋賀県多文化共生推進プランに基づく事業の取組状況と課題

【現行プラン体系図】



1 行動目標別施策・取組の状況および今後の課題

【本プランに示された目標および施策の方向性】

行動目標 1 : 心通じあえるコミュニケーション支援

施策の方向 (1) : 地域における情報の多言語化

< 施策・取組実績 >

① 多言語による行政・生活情報の提供

○外国人向け情報紙「みみタロウ」発行事業（滋賀県国際協会、国際課補助）
ボランティアが中心となり企画・編集・翻訳を行い、日本語、英語、タガログ語、ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、中国語（繁体字、簡体字）の生活情報紙の発行。年4回、18,000部/回発行。公共施設、外国籍児童生徒在籍小中高等学校、大手スーパーなどで配布。（公財）滋賀県国際協会ホームページに掲載。

② 外国人住民のための生活相談窓口の設置、専門家の養成

○外国人相談窓口（しが外国人相談センター）設置事業
（滋賀県国際協会、国際課補助）
滋賀県国際協会で、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、インドネシア語の相談員を配置し、生活全般の相談窓口を設置。また、年2回、市町相談員・通訳等を対象に研修会を実施。

③ 「やさしい日本語」等の普及

○外国人向け情報紙「みみタロウ」発行事業 *再掲
○多文化共生講座の開催（国際課、滋賀県国際協会）
多文化共生意識の浸透を図るため、行政職員向けやさしい日本語講座を開催

④ 多言語案内表示の普及

○滋賀県翻訳・多言語ガイドラインの策定

⑤ さまざまな主体との連携による多言語情報の提供

○さまざまな主体との連携による多言語情報の提供（多様な主体）
県や市町の国際協会や民間団体、外国人コミュニティネットワークなどと連携し、ホームページや Facebook などのソーシャルネットワークの活用による情報提供ネットワークが広がりつつある。
○外国人向け情報誌「みみタロウ」発行事業 *再掲

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

- 外国人住民への窓口行政サービス提供等のため、15市町が外国語通訳等を設置している。滋賀県でも、滋賀県国際協会の生活を中心とした総合相談窓口を設置し、外国人住民が行政サービスや相談、多言語での情報提供を受ける環境は整備されつつある。
- 市町では、外国人住民への多言語での情報発信として、生活ガイドや広報紙、防災ハンドブックを作成するなど、情報の多言語化が進みつつある。
- 近年急増するベトナムやインドネシア等の希少言語への対応が可能な相談員が配置されているのは、県の協会のみであり、今後人口が増加しそうな国籍の方に対する言語対応が課題
- 滋賀県国際協会の相談窓口における、外国人住民一人当たりの相談件数は平成20年秋の経済危機以前と比較すると、景気回復に伴い減少しているが、相談内容が多様化しており、自治体窓口と専門公的機関との橋渡し役など、外国人相談業務の中核的な役割を果たしつつある。
- 多国籍化への対応として、情報の多言語化ややさしい日本語の普及が益々必要
- また提供される多言語情報は生活情報に特化されており、レクリエーション・観光・文化などの情報の充実が必要

◆参考データ◆

図9 外国人人口および相談件数の推移

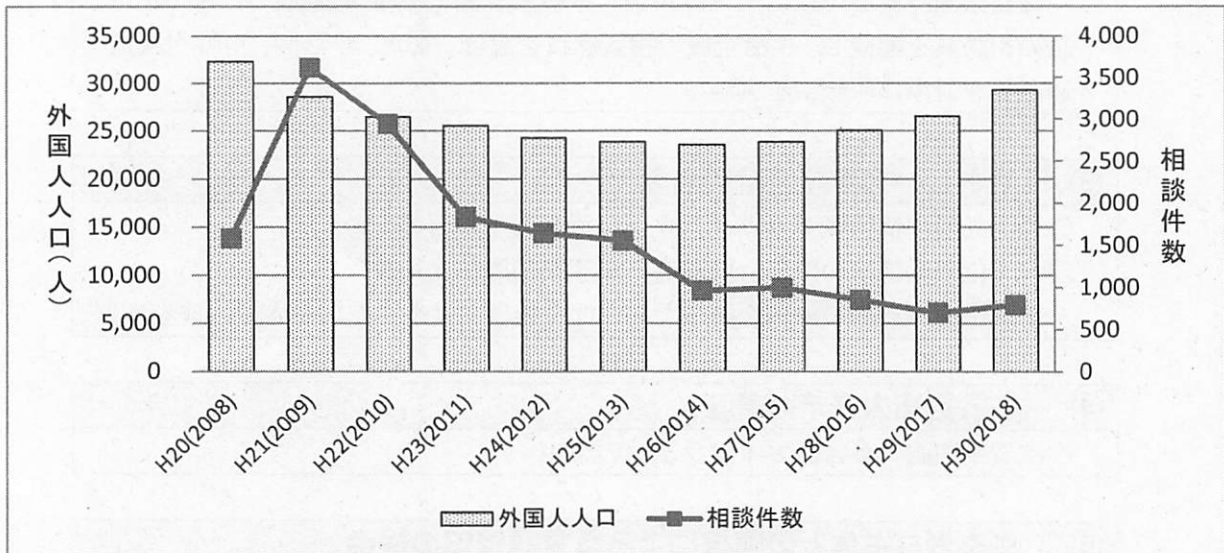


表6 外国人人口および相談件数、相談率

	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)
外国人人口	32,232	28,422	26,471	25,536	24,256	23,823
相談件数	1,576	3,619	2,938	1,831	1,644	1,552
相談率	0.049	0.127	0.111	0.072	0.068	0.065
	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	
外国人人口	23,555	23,833	25,040	26,533	29,263	
相談件数	959	995	850	698	789	
相談率	0.041	0.042	0.034	0.026	0.027	

(注) 滋賀県国際協会での相談件数

施策の方向(2): 日本語および日本社会についての学習機会の提供

<施策・取組実績>

① 日本語学習機会の提供

○日本語学習機会の提供(市町国際交流協会や民間団体等)

ボランティアが中心となり、市町国際協会や民間団体、市町など多様な主体が連携して、日本語教室が24教室。また、(一財)日本国際協力センターは、外国人が多く住む地域で、就業のための日本語研修を開催。

② 日本語ボランティア指導者の人材育成

○日本語指導者養成講座の開催(びわこ日本語ネットワーク、滋賀県国際協会)

びわこ日本語ネットワークと(公財)滋賀県国際協会が共催で、外国人住民が日本語を学習する際に支援を行うボランティアを対象に、研修会を実施。

② 日本語教室への支援

○外国人による日本語スピーチ大会

(びわこ日本語ネットワーク、滋賀県国際協会)

外国人による日本語スピーチ大会を、県内各地で会場に年1回実施○滋賀県翻訳・多言語ガイドラインの策定

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

○日本語を学ぶ目的が、「日常生活をおくるため」から、「就労目的」などニーズが多様化している。

○ボランティアが中心となって運営されている日本語教室は、指導者等の確保や人材育成、運営資金の確保、広報などの課題がある。

○地域日本語教育を必要とする人と指導者との、時間・場所に対するマッチングができていない。また企業においても、企業内の日本語教室設置や交流サロンのような取組がなく、ボランティア頼みとなっている現状がある。

◆参考データ◆

表7 外国人向け日本語教室開催団体数

	市町国際協会・民間団体	(一財)国際協力センター
H26(2014)	22	1
H30(2018)	24	1

(注)各年6月現在、(出典)滋賀県国際協会調べ

行動目標 2 : 安心して暮らせる生活支援

施策の方向 (1) : 安心して働ける・暮らせる環境の整備

< 施策・取組実績 >

① 多言語による労働関係情報の提供

○外国人向け情報紙「みみタロウ」発行事業 *再掲

③ 外国人住民を対象とした職業能力開発の支援

○離転職等職業能力開発事業 (労働雇用政策課)

日本に定住する意思があり、就職意欲の高い外国人住民を対象に、日本で働き続けるために必要な基礎能力であるビジネスマナー・コミュニケーション能力・パソコン等の職業訓練を実施し、再就職を支援。(実施地域: 草津、甲賀)

○外国人就労定着支援研修

(一財) 日本国際協力センターが、厚生労働省からの委託を受け、定住外国人の求職者を対象に日本語コミュニケーション能力等の研修を実施。

④ 多文化共生推進のための啓発

○多文化共生講座の開催 ※再掲

外国人労働者の適正な受入れに繋がるよう、入管法の改正等外国人の受入れに係る制度説明会と併せて、多文化共生についての意識を高めるセミナーを開催。

④ 安心して暮らせる入居支援

○滋賀あんしん賃貸支援事業 (住宅課、滋賀県居住支援協議会)

外国人世帯などこれまでは賃貸住宅への入居の制限を受けやすかった住民の円滑な入居を支援するため、民間賃貸住宅や協力店、支援団体などを登録。

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

○外国人労働者は、派遣・請負事業所に就労している比率が46.8%、で、不安定な就労形態で働く者が多い。

○外国人を雇用する事業所数および外国人労働者数は、平成24年から増加傾向にある。外国人労働者のうち、59.0%が製造業に従事している。

○次いで、20.3%がサービス業に従事している。

○親の意思により日本に来た、また、日本で生まれた外国人住民二世代の職業観は、限られた外国人コミュニティや親の職業などから影響を受けることが多いので、外国人住民二世代の人材育成も重要となってきた。

○県内に在住する留学生1,285人（平成30年12月末現在）や、在留資格は「留学」ではないがJETプログラム参加者等留学生と同様にグローバルな資質を持つグローバル人材の滋賀県企業への就労の機会を拡大し、地域の企業のグローバル化に貢献するしくみの検討も必要。

○1年～最大5年までの中長期滞在で、研修終了後、帰国することが前提であった技能実習生については、新たな在留資格である特定技能への移行により、長期的に日本に滞在する可能性が高まっている。

○受入れに係る企業の役割や地域の役割等について検討する必要がある。

○国の施策とも連携を取りつつ、まずは就労における実態に応じた対応が必要。

◆参考データ◆

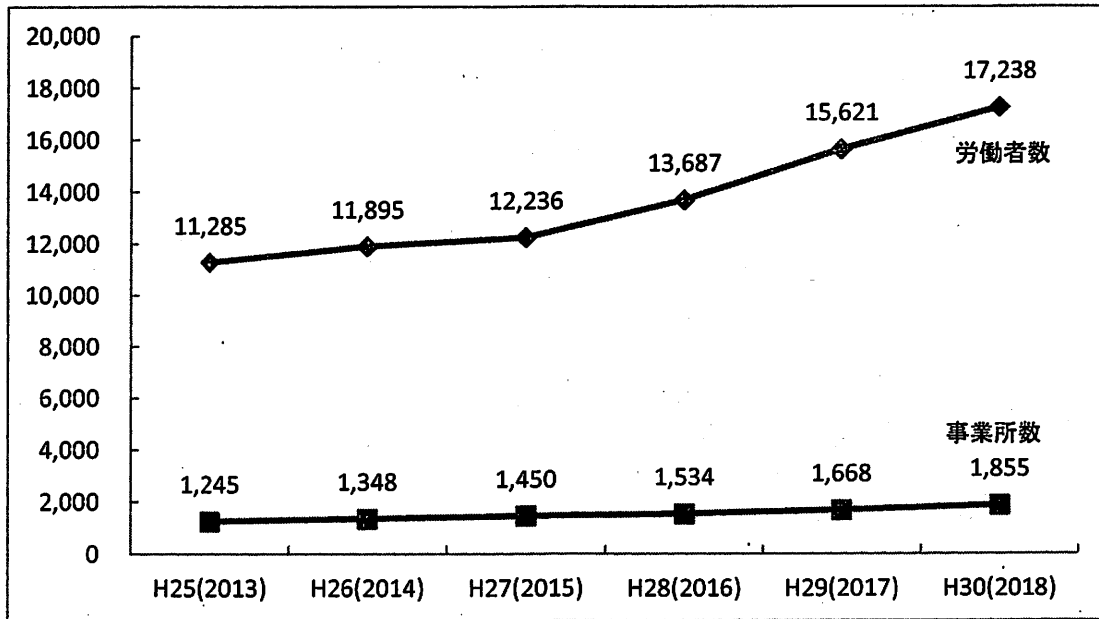
表8 平成30年派遣・請負事業所に就労している外国人労働者数および比率

	外国人労働者数		[比率%]
		うち派遣・請負事業所(人数)	
H30(2018)	17,238	8,063	46.8

(注)平成30年10月末現在

(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

図9 外国人労働者数・外国人雇用事業所数



(注)各年10月末現在。

(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

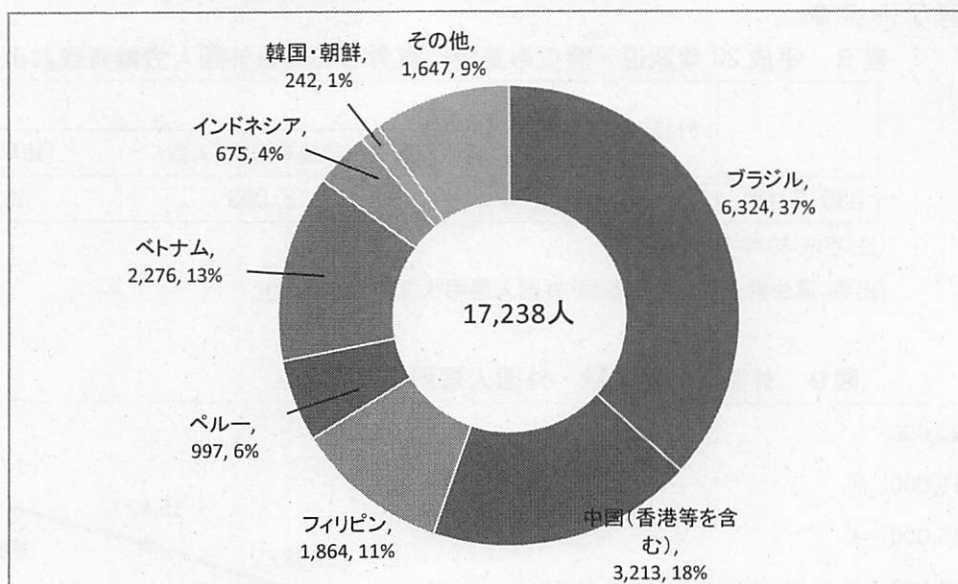
表9 平成30年度産業別外国人労働者数および割合(滋賀県)

産業分類	人数	構成比%
製造業	10,164	59.0
宿泊業、飲食サービス業	501	2.9
卸売業、小売業	718	4.2
運輸業、郵便業	324	1.9
建設業	306	1.8
医療、福祉	160	0.9
サービス業(他に分類されないもの)	3,499	20.3
その他	1,566	8.9
全産業計	17,238	100

(注)平成30年年10月末現在

(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

図10 平成30年国籍別外国人労働者数および割合



(注)平成30年年10月末現在

(出典)厚生労働省滋賀労働局「外国人雇用状況の届出状況」

表10 留学生の就職先企業等の所在地別許可人員数

		H25	H26	H27	H28	H29
滋賀県	人員数	35	45	52	52	127
全国	人員数	11,647	12,958	15,657	19,435	22,419

(出典)法務省入国管理局「留学生の日本企業等への就職状況について」

施策の方向（２）：教育環境の整備

<施策・取組実績>

① 外国人児童生徒等日本語指導対応加配教員の配置等

○教員の加配・非常勤講師の派遣事業（教職員課）

外国人児童生徒への日本語指導や適応指導を実施するため、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍する小中学校に対して、日本語指導対応加配教員の配置や非常勤講師を派遣。

② 外国人児童生徒等の受入体制の整備

○外国人児童生徒いきいきサポート支援事（幼小中教育課）

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍する公立小・中学校に母語が話せる支援員を派遣し、外国人児童生徒に対する学習指導、学校生活への適応指導及び保護者との相談活動等を通して、学校生活の充実を図る。（対応言語：スペイン語、中国語、カボグ語）。

○外国人児童生徒ハートフル支援事業（高校教育課）

県立学校等に在籍する外国人児童生徒に対し、母語による支援が喫緊であると判断される場合に、母語を理解することができるハートフル支援員を派遣して、児童生徒やその保護者等との円滑なコミュニケーションが図れるよう支援する。（対応言語：ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国・朝鮮語、カボグ語、ヒンディー語、英語）

○公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業（幼小中教育課）

就学年齢にある外国人児童生徒に対する就学促進を図るため、就学促進員の活用、初期指導教室（プレクラス）の実施、日本語指導の際の補助、および学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える人材の配置等を行うことで、各地域や学校における受入体制の整備を進める。

事業実施地域：彦根市、長浜市、湖南市、甲賀市、近江八幡市、東近江市

○多文化共生学校づくり支援（滋賀県国際協会）

ホームページにより時間割の多言語表記や学校でよく使う多言語表記等の情報提供を実施。同協会 国際情報サロン内に、日本語教育と子どもへの学習支援に関係する図書や教材、情報などを集めた日本語学習リソースコーナーを設置。

③ 外国人児童生徒等の教育に関わる課題や施策についての情報交換

○帰国・外国人児童生徒教育指導者連絡協議会の開催（幼小中教育課）

帰国児童生徒および外国人児童生徒の受入れならびに日本語の習得や適応の指導等における現状と課題、指導のあり方について協議し、指導の充実を図った。

○外国人児童生徒教育担当者配置校連絡会議の開催（幼小中教育課）

外国人児童生徒教育担当者配置校における加配教員が日本語指導や生活適応指導等における現状と課題、指導の在り方および加配教員の校内での役割や

当該地域における中核校としての在り方等について協議し、外国人児童生徒教育の一層の充実を図った。

④ 外国人児童生徒等の教育に携わる教育の研修

- 出前講座、講師派遣事業（国際課、滋賀県国際協会）
児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上のため、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進。国際課と滋賀県国際協会では、小中学校や県立高校、教員研修等に講師を派遣。
- 教職2年次研修選択研修「国際理解教育」
（滋賀県総合教育センター、滋賀県国際協会より講師派遣）
- 外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導者養成講座（滋賀県国際協会）

⑤ 児童生徒への多文化共生社会に対応する国際理解教育の推進

- 出前講座、講師派遣事業（国際課、滋賀県国際協会）
児童生徒の国際感覚や異文化理解能力の向上のため、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進。
- 教材開発（滋賀県国際協会）
児童生徒への多文化共生教育に資するオリジナル教材の開発を行い、講師派遣による教材の実演、教材の貸出し等実施。開発教材：4種類

⑥ 進路支援への取組

- 外国にルーツを持つ子どもへの進路フェアの開催（滋賀県国際協会）
外国にルーツを持つ子どもや保護者を対象に、多言語での進路ガイダンスの開催による進路情報の提供の徹底に努めるとともに、高校や大学進学後の自身の将来に幅広いビジョンを持てるよう進路選択のサポートを行う。年2回開催。
- 滋賀県立高等学校特色紹介冊子「夢の設計図」（高校教育課）
県立高等学校の特色を紹介した冊子作成（ポルトガル語、スペイン語、中国語、カクワ語）
- 高校進学のための多言語冊子「未来のための進路ガイダンス」
（滋賀県国際協会）
高校進学のために必要な情報や制度などを掲載した多言語情報冊子を作成（日本語<ルビあり>、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、カクワ語）。
- 外国籍学生等への奨学金の支給（滋賀県国際協会）
外国籍大学生や高校生に奨学金を支給。

⑦ 外国人児童生徒等の支援に取り組む市民活動の推進

- 滋賀県国際交流推進協議会の運営支援
県内において活動している各国際関係団体の情報の交換を促進し、相互の連携、協力の推進を図る。

⑧ 外国人学校の法的地位の明確化の推進

○外国人学校の各種学校認可（私学・県立大学振興課）

平成23年1月に「滋賀県外国人児童生徒等を対象とする私立各種学校の設置認可等に関する審査基準」が施行され、同年11月に日本ラチーノ学院が各種学校として認可。

⑨ 体験学習支援

○びわ湖フローティングスクールへの各種学校児童参加

（幼小中教育課、びわ湖フローティングスクール）

平成26年度より、びわ湖フローティングスクール（うみの子）に、外国人学校の5年生が参加。

○琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業（交通戦略課）

小学校および外国人学校の児童を対象に、奥琵琶湖での体験学習のための鉄道運賃を補助することにより、体験学習を支援。

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

- 日本国籍も含む、日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の人数は、増加し続けており。平成30年の小・中学校と高等学校、特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等人数は1,365人となった。
- 日本語指導が必要な児童生徒数を母語別にみると、ポルトガル語が781人（57%）、スペイン語234人（17%）で、両言語で74%となっている。
- 平成23年には、私立各種学校の認可基準の見直しにより、ブラジル人学校（日本ラチーノ学院）が各種学校に認可され、びわ湖フローティングスクールにも参加するなど、外国人学校も地域とのつながりが広がりつつある。
- 文部科学省は外国人児童生徒の総合的な学習支援として、外国人児童生徒教育に関わる研修の企画・実施のためのマニュアル「外国人児童生徒教育研修マニュアル」、外国人児童生徒の日本語能力測定方法「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント」を作成し、平成26年4月1日より学校教育法施行規則一部改正などが行われ、日本語指導を教育課程に位置づけ、「特別の教育課程」を編成・実施することができるようになった。
- 学習支援に向けた母語支援員の派遣や家庭訪問など保護者との対応に関するサポート体制、県国際協会と連携した進路ガイダンスの実施、適切な日本語指導教材の選択等の具体的な実践を共有できた。
- 外国人児童の教育は、教員加配が進むなど一定の進捗がみられる。また進路ガイダンスなどの取組が子どもの進路選択の重要な役割を担ったり、国際理解教育についても出前講座などの機会が増えている。一方で、日本人教育者への多文化共生に対する理解啓発、また外国籍児童やその父兄が早い時期から未来の道筋をつけるための機会が少ない。
- スペイン語、中国語、タガログ語に対応している市町が少なく、特に中国語、タガログ語を母語とする支援員の確保が難しい。
- 在籍人数の少ない学校での支援対応が十分ではない。
- 母語支援員の協力を得ながら問題を早期に発見し、児童生徒が在籍する学校の全教員が

ながら支援することが必要である。

○日本国籍でありながら、日本語指導が必要な児童生徒が増加しつつある。このような児童生徒に対しても適切な支援を行うため、外国人児童生徒教育の捉え方を見直す必要がある。

○義務教育終了後の進路に向けて、本人、保護者ともに安心して学校生活を送ることができるようにするために、小中学校の教員が情報を共有しながら指導を行うことが必要である。

○外国人児童生徒には、背景の多様化による様々な課題があるため、学校での多文化共生教育の取組が必要であるが、実際は担当者が校内で孤立し、悩みを共有することが難しいところがある。担当者どうしがつながり合い、各校内での外国人児童生徒支援を拡充するための手立てを共有し合う必要がある。

○日本語指導が必要な児童生徒の受入れ時の状況や支援が必要な母語が多様化していることから、母語支援員の人材確保の確保が課題である。

○日本語指導が必要な児童生徒の在籍が多い学校は、日本語能力を測定する時間が取れない現状がある。

○対象となる児童生徒の日本語能力に応じた「個別の支援計画」の立案の適切な方法について研修を進める必要がある。

○DLA（外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント）についての周知や研修は進めているが、実施している学校がまだ少ない。

◆参考データ◆

表 1 1 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒等の学校種別在籍状況

(日本国籍の児童生徒を含む)

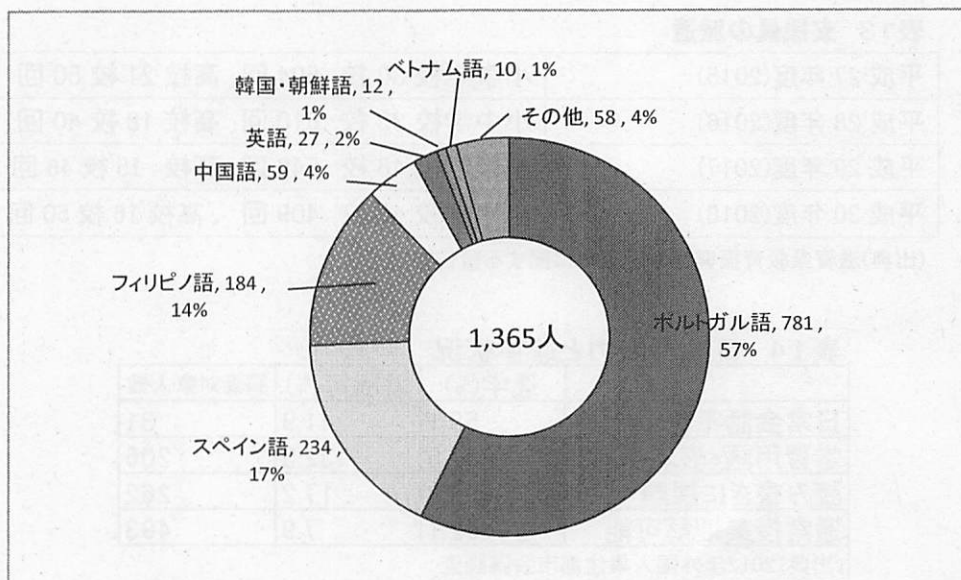
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合 計	
	児童	学校	生徒	学校	生徒	学校	児童 生徒	学校	児童 生徒	学校
H24(2012)	671	110	290	46	91	19	0	0	1052	175
H26(2014)	735	122	253	45	71	9	2	2	1061	178
H28(2016)	791	127	296	56	76	15	14	4	1177	202
H30(2018)	918	129	378	58	58	10	11	1	1365	198

(注)各年9月1日、平成26年から5月1日現在

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

図 1 1 平成30年(2018)日本語指導が必要な外国人児童生徒等の言語別在籍状況

(日本国籍の児童生徒を含む)



(注)平成30年5月1日現在、

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」

表12 教員の加配・非常勤講師の派遣

(校)

		小学校	中学校	県立学校	備考
H27年度 (2015)	加配教員	20	7	4	
	非常勤講師	53	21	-	
H28年度 (2016)	加配教員	21	7	4	
	非常勤講師	50	21	-	
H29年度 (2017)	加配教員	22	8	4	
	非常勤講師	46	20	-	
H30年度 (2018)	加配教員	22	8	4	
	非常勤講師	46	21	-	

(出典)滋賀県教育振興基本計画等に関する報告書

* 非常勤講師の派遣基準

外国人児童生徒2人以上週4時間、5人以上週6時間、10人以上週9時間、30人以上の場合上記に加え週9時間

表13 支援員の派遣

平成27年度(2015)	小中学校 30校 504回、高校 21校 50回
平成28年度(2016)	小中学校 33校 610回、高校 18校 40回
平成29年度(2017)	小中学校 46校 549回、高校 15校 46回
平成30年度(2018)	小中学校 42校 409回、高校 16校 50回

(出典)滋賀県教育振興基本計画等に関する報告書

表14 日本語能力と進学状況

	進学(%)	就職等(%)	調査対象人数
日常会話不可	58.1	41.9	31
学習用語・表現不可	67.5	32.5	206
読み書きに課題	82.8	17.2	262
通常授業理解可能	92.1	7.9	493

(出典)2012年外国人集住都市会議調査

(注)外国人生徒進学率82.7%

(注)韓国・朝鮮等の特別永住者を除く、「家庭内等で日本語以外の言語を使用している」または「日本語のネイティブスピーカーではない」ことを学校が把握しているニューカマーと呼ばれる外国人生徒(有効回答数: 1,010人)

施策の方向（3）：安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

< 施策・取組実績 >

① 多言語による社会保障等に関する情報提供

- 多言語による情報提供（滋賀県国際協会）
滋賀県国際協会の相談員等を活用しながら、同協会ホームページや外国人向け情報紙「みみタロウ」などを通じ、社会保障等に関する情報提供を実施。

② 相談・支援における保健・医療・福祉関係機関との連携

- エイズ検査・相談事業（薬務感染症対策課）
外国人に対する通訳・カウンセラーを雇用。
- 結核患者支援機能強化事業（薬務感染症対策課）
外国人に対する通訳・カウンセラーを雇用。

⑤ 外国語対応が可能な医療機関についての情報提供

- 救急医療情報システム「救急医療ネットしが」（医療政策課）
インターネットを通じ、外国語（英語、中国語、ハングル）で対応できる県内の病院・診療所・歯科診療所を検索できる。
- （公財）滋賀県国際協会ホームページ「外国語の通じる病院」（滋賀県国際協会）
ホームページにて、外国語の通じる病院や診療所の情報を提供している。

④ 外国人患者の受入体制の整備

- 外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業（医療政策課）
外国人患者の受入拠点となる医療機関に対し、翻訳 ICT 技術に対応したタブレット端末等の配備を支援。

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

- 外国人の定住化・永住化が進むにつれ、医療通訳が配置されている医療機関の役割は重要となっている。医療通訳がいる医療機関は限定されているが、多言語医療通訳ネットワーク整備事業等において、県内3病院に医療通訳の配置が行われ、医療通訳制度の定着が進みつつある。
- 1990年の入管法改正以降、外国人住民はここ25年で急激に増加した（平成元年：8,521人→平成25年：24,712人）。今後は、高齢化も進むので福祉現場との連携が重要となってくると思われる。
- 医療機関に関する情報提供や医療通訳に関する体制整備は不十分。
- 外国語の通じる医療機関のより効果的な情報提供。
- 医療通訳など、医療や福祉に関係した専門家の育成・人材確保。
- 高齢化に対する実態把握。

＜施策・取組実績＞

① 外国人住民に対する防災知識の普及啓発

○防災啓発事業（滋賀県国際協会）

多言語非常持ち出し袋などの啓発資材の貸出し、起震車や非常食の体験イベントの実施、ホームページやFacebookを通じ、多言語による防災情報を提供。

○防災ポータルが多言語化（防災危機管理局）

② 防災訓練などへの参加促進

○防災訓練の企画・運営支援（国際課、滋賀県国際協会）

市町や市町国際協会が主催する外国人住民を対象とした防災訓練に対し、滋賀県と滋賀県国際協会が連携して企画・運営支援を行った。

○防災から広げる共生のまちづくり事業（滋賀県国際協会）

外国人が防災事業への参加をきっかけに地域やコミュニティと顔の見える関係やつながりを持つことができるよう、また、地域の人びとが外国人住民との接点を持つことで、地域にとって新たな気付きの機会となるよう、地域住民、市町および市町国際協会、ボランティア等が連携して行う防災活動の普及・訓練等の実施

事例：災害時多言語情報センター設置運営訓練等

③ 災害多言語支援センターの開設

○災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の受講

災害多言語支援センター等を活動拠点として、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、それらの情報と外国人被災者のニーズとのマッチングを行う役割を担うコーディネーターの養成研修に県内関係機関の者を派遣。

④ 広域的な災害支援体制の構築

○近畿地域での災害時外国人支援ネットワーク（滋賀県国際協会）

大規模災害が発生すると、被災地以外の地域からの多数のボランティアが必要となることなどから、滋賀県国際協会は、通訳の相互派遣や翻訳支援、災害予防、研修会の開催など、近畿地域国際化協会連絡協議会（近畿2府3県、3市）で協定を締結。

○災害時外国人サポーター登録制度（滋賀県国際協会）

県内での広域的な外国人支援ボランティア制度。

⑥ 災害時外国人支援のための人材養成

○災害時外国人サポーター養成講座の開催（滋賀県国際協会、国際課）

滋賀県国際協会と連携して、災害発生時に外国人住民を支援するボランティアの養成を実施。また、登録ボランティアは、スキルアップのため、近畿地域国際化協会連絡協議会が主催等する研修会に参加。

- 消防職員への外国人対応に関する研修の実施
(県消防学校、国際課、滋賀県国際協会より講師派遣)
消防職員を対象に、緊急時・災害時の外国人対応について、滋賀県国際協会
開発教材「言葉がわからない」体験ゲームなどを活用した研修を実施。
- 災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の受講 ※再掲

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

- 災害時外国人サポーター登録制度の実施や近畿圏の国際協会との連携など、支援体制は整備されつつある。
- 外国人住民は、日本で起こる災害経験の少なさから、防災に対する知識が不足しており、引き続き、市町など関係団体と連携して、防災訓練の参加など普及啓発が必要である。
- 災害時には、外国人の避難所での生活も想定されることから、円滑に避難所生活が営まれるよう、平時から地域での顔の見える関係づくりや意識啓発に取り組むことが重要である。
- 災害時外国人サポーターは当初目標の100名を平成28年度末に達成したが、その継続的なサポーター養成が必要である。
- 一方で災害多言語支援センター設置に必要な、県国際協会との役割整理については課題である。

◆参考データ◆

表15 災害時外国人サポーター登録者数の推移

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
登録者数	82	97	102	111

(注)各年度末現在

(出典)滋賀県国際協会調べ

施策の方向（５）：生活安全における支援の充実

<施策・取組実績>

① 地域安全対策の推進

- 外国人少年補導員制度の実施（警察本部）
外国人住民を外国人少年補導員として委嘱し、外国人の非行少年等の早期発見および補導、外国人少年の相談対応等の活動を実施。
- 外国人学校・警察ネットワーク会議の開催（警察本部）
県内の外国人学校とのネットワーク会議を開催し、外国人少年の非行防止に関する情報交換や外国人学校における諸問題等について意見交換等を実施。
- コミュニティFM放送を介してのポルトガル語生活安全広報の実施（警察本部）
彦根市、東近江市のコミュニティFM放送局の協力を得て、交通安全、防犯、防災等の情報をポルトガル語にて発信。
- 外国語版の犯罪被害者の手引き拡充（警察本部）
（英語、ポルトガル語）（中国語、韓国語追加予定）

② 交通安全対策の推進

- 外国人集住地域総合対策事業（警察本部）
県下全警察署において、外国人住民や技能実習生等に対する防犯教室や交通安全教室、防災教室を実施。
- 運転免許交付時における交通安全教育の実施（警察本部）
外国語に翻訳した「交通ルールの手引き」配布（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）
- 外国語による運転免許学科試験の実施（警察本部）
英語、ポルトガル語、中国語で実施
- 外国語で受験できる停止処分者講習の考査（警察本部）
英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、韓国語
- 外国語で開設する運転手ミシュレーター導入（警察本部）
英語、ポルトガル語、中国語、韓国語

プラン策定から５年経過後の現状と今後の課題

- 外国人ボランティア団体の支援や育成、外国人生少年補導員制度の実施など新たな取り組みも実施されているが、外国人住民が文化や生活習慣の違いを乗り越え、安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者（被害者と加害者）にならないための啓発活動は引き続き実施する必要がある。
- 交通ルールの理解促進や防犯意識の向上につながる事業を実施するなど、安心して暮らせる地域づくりへの対応が図られている。
- 外国人技能実習法や新たな入国管理制度に関する関係者間の情報連携

行動目標3：活力ある多文化共生の地域づくり

施策の方向（1）：地域社会に対する意識啓発

<施策・取組実績>

① 多文化共生の意識づくりに向けた啓発

○地域における啓発イベント等

（国際課、市町国際交流協会、滋賀県国際協会、民間団体など）

市町国際協会や民間団体、滋賀県国際協会、市町などが連携・協働して、多文化共生や国際交流フェスティバル、外国人住民を講師に外国料理教室、国際理解講座、外国人アーティスト絵画展などを開催。

○多文化共生講座の開催（国際課、滋賀県国際協会） ※再掲

多文化共生意識の浸透を図るとともに、地域におけるリーダー的人材を育成する講座を開催。

○講座のコーディネート等（滋賀県国際協会）

講師の紹介や講師として、地域で開催される多文化共生講座などのコーディネートや開催支援。

○人権啓発活動推進事業（人権施策推進課）

一人ひとりの人権が尊重され、誰にとっても暮らしやすい、豊かで活力に満ちた社会の実現をめざし、メディアミックス手法を用いた啓発活動（テレビ、新聞、ポスター、啓発物品等による啓発）を実施。

○じんけん通信

人権に関するさまざまな分野で取り組んでおられる方にお話を伺い、広く県民のみなさんに紹介するとともに、人権について関心を持っていただくきっかけを提供することを目的に、毎月人権施策推進課のホームページ上で発行。

② 多文化共生意識を持った行政職員の育成

○市町多文化共生ワーキングの開催（国際課）

市町との間で多文化共生ワーキングを開催し、多文化共生に関する意見交換や先進的な取り組み事例の紹介を行うなど、市町との情報の共有や連携の構築を図るとともに、行政職員の多文化共生意識の向上に努めた。

③ 交流の場づくり

○交流の場づくり（市町国際交流協会、市町、民間団体など）

外国人住民が集住する地域の公共施設や民間施設において、多文化共生推進のための地域拠点を整備されつつある。

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

- 市町国際協会や市町、民間団体などが連携・協働し、多文化共生推進のための地域拠点づくりは進みつつあるが、生活習慣や文化、価値観の違いや言葉が十分に理解できないことによるコミュニケーション不足などから、外国人住民が孤立するなど、地域における日本人住民および外国人住民との交流は十分進んでいないので、引き続き、意識啓発事業などを実施し、顔の見える関係づくりに取り組む必要がある。
- 多文化共生の担い手を増やすような講座の継続、多文化共生の裾野を広げる取組が必要。

◆参考データ◆

表16 市町多文化共生ワーキング開催実績

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)
開催テーマ	多言語情報提供	災害時外国人支援	多言語対応	災害時外国人支援

(注)平成23年9月より事業実施

(出典)滋賀県国際課調べ

施策の方向（２）：外国人住民の自立と社会参画

< 施策・取組状況 >

① 社会活動への参加促進

○社会活動への参加（多様な主体）

滋賀県国際協会や市町国際協会、市町等が開催する多文化共生や国際理解、人権啓発等に関する講座や、学校などへの出前講座のボランティア講師をするなど、社会活動への参加も進んでいる。

○防災から広げる共生のまちづくり事業（滋賀県国際協会） *再掲

外国人住民の災害時外国人サポーターへの登録や、外国人による機能別消防団などの事例もでてきている。

② 地域で活躍する外国人住民の情報発信

○社会活動への参加（多様な主体）

滋賀県国際協会や市町国際協会、市町等が開催する多文化共生や国際理解、人権啓発等に関する講座や、学校などへの出前講座のボランティア講師をするなど、社会活動への参加も進んでいる。

○防災から広げる共生のまちづくり事業（滋賀県国際協会） *再掲

外国人が防災事業への参加をきっかけに地域やコミュニティと顔の見える関係やつながりを持つことができるよう、また、地域の人びとが外国人住民との接点を持つことで、地域にとって新たな気付きの機会となるよう、地域住民、市町および市町国際協会、ボランティア等が連携して行う防災活動の普及啓・訓練等の実施

事例：災害時多言語情報センター設置運営訓練等

プラン策定から5年経過後の現状と今後の課題

○外国人住民にとって、地域活動への参加は、文化や習慣の違い、また、言葉の壁が障害となっている。また、受け入れる側の日本人住民にとっても、言葉の壁などが課題である。しかしながら、母国文化や語学力を生かした社会活動への参加など行われている。今後は、防災など、誰もが関心のある分野で、日本人住民と共に地域社会を創る社会活動への参加を促進することも重要である。

○地域における外国人の活躍については、外国人留学生に対する機能別消防団員の任命など、市町での取組が進んでいる。また地域で活躍する外国人が県内には数多くいるなか、彼らの取組を随時報道機関などに紹介するなどして、広報を行っている。

一方で、日本の法令を知らないことで、県内で事業活動ができない場合がある。そういった外国人コミュニティへのアプローチは十分にできていない。

○外国人の人材発掘と、活躍できる場の橋渡し。

○企業などと連携した、外国人の地域参画の取り組み。

○地域づくりにおいては各市町において取り組まれており、県では適宜市町間の情報共有を図るとともに、外国人向け生活情報紙「みみタロウ」や、適宜メディアへの情報提供を通じ

て発信する役割を担っている。

○情報発信だけでなく、地域に住む人々が共に事業をすすめるなどして、協働する場をつくるような仕掛けづくりも今後重要。

○市町間の情報共有。

○関係しあう地域コミュニティどうしの情報連携。

現行プランの行動目標別施策の取組の状況および今後の課題の概要

総務・企画常任委員会 資料2-2
令和元年(2019年)8月7日(水)
総合企画部国際課

【行動目標1 ところが通じるコミュニケーション支援】

施策の方向(1) 地域における情報の多言語化

- 言語ニーズの多様化：県、15市町で外国語通訳・相談員が配置され、相談窓口等は増えつつある。一方、増加するベトナム語やインドネシア語など希少言語への対応ができる相談窓口は県国際協会のみであり、今後人口が増加しそうな国籍の方に対する言語対応が必要。

施策の方向(2) 日本語および日本社会についての学習機会の提供

- 日本語学習機会の提供：ボランティアが中心となって運営されている日本語教室は、指導者等の確保や人材育成が課題。学習ニーズが多様化しており、受講者と指導者間の時間・場所等のマッチングが出来ていない。企業内の日本語教室設置や交流サロンのような取組がなく、ボランティア頼みとなっている現状がある。

【行動目標2 安心して暮らせる生活支援】

施策の方向(1) 安心して働ける・暮らせる環境の整備

- 就労形態：製造業に従事する割合が59.0%と高い。また、派遣・請負事業所等に就労しているものの割合も46.8%で、不安定な就労形態である。
- 多様な在留資格による就労：身分に基づく在留資格、技能実習、専門的・技術的分野、資格外活動、特定技能など多様な在留資格による労働。国と連携し、就労実態の把握が必要。
- 県内の留学生は増加しており、グローバル人材の滋賀県企業への就労の機会の拡大の促進が必要。

施策の方向(2) 教育環境の整備

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等：日本国籍を含む日本語指導が必要な公立小中学校の外国人児童生徒等数は、平成26年以降増加傾向にあり、帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援体制の充実を図っていく必要がある。
- 高等学校進学：外国人住民の定住化、永住化傾向の中、高等学校進学を希望する外国人児童生徒に対するサポートについて、小・中・高等学校が連携して考えていく必要がある。

施策の方向(3) 安心して利用できる保健・医療・福祉体制の整備

- 外国人患者の受入：外国人の定住化・永住化が進むにつれ、医療通訳が配置されている医療機関の役割は重要となっている。医療通訳がいる医療機関は限定されている。

施策の方向(4) 災害時への対応

- 防災啓発：日本での災害経験や知識が少ない外国人住民に対して、引き続き、啓発は必要であるが、市町等が実施する防災訓練などでは、外国人住民に参加を求めるのに苦労している。
- 災害時の対応：災害時外国人サポーター制度の登録ボランティア数は着実に増加し、研修も行われているが、災害時における自治体での外国人住民等への対応や、ボランティア等の県域でのネットワーク化などの体制整備が必要。

施策の方向(5) 生活安全における支援の充実

- 地域安全の推進：外国人ボランティア団体の支援や育成、外国人青少年補導員制度の実施など新たな取り組みも実施されているが、外国人住民が文化や生活習慣の違いを乗り越え、安全で安心して暮らすためのルールを理解してもらい、犯罪の当事者(被害者と加害者)にならないための啓発活動は引き続き実施する必要がある。
- 交通安全対策の推進：交通ルールの理解促進や防犯意識の向上につながる事業を実施するなど、安心して暮らせる地域づくりへの対応が図られている。

【行動目標3 活力ある多文化共生の地域づくり】

施策の方向(1) 地域社会に対する意識啓発

- 啓発：外国人材の受入れ拡大に伴い、さまざまな人権問題の増加が懸念され、引き続き、啓発事業等を通じ理解を深めることが必要と考えられる。
- 交流の場づくり：地域における日本人住民および外国人住民との交流は十分進んでいないので、引き続き、意識啓発事業などを行い、顔の見える関係づくりに取り組む必要がある。

施策の方向(2) 外国人住民の自立と社会参画

- 社会活動への参加：日本人住民と外国人住民とが共に地域の社会活動に参加し、地域の活性化につながるような取り組みが引き続き必要。
- 地域で活躍する外国人住民の情報発信：情報発信だけでなく、地域に住む人々が共に事業をすすめるなどして、協働する場をつくるような仕掛けづくりも今後重要。